十六　主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ⑵に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあっては、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ　所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ　事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であって、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

⑴　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

⑵　規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

⑶　組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又は電磁的方法（農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の三第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。）による同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

（削る）

十七～四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（業務代理の認可の申請等）

第三十九条　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十六　主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからハまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き代理事業として行う前項第三号イ⑵に掲げる行為（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）であること。

ロ　規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

ハ　組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又は法第十一条第三項に規定する電磁的方法による同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

十七～四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（業務代理の認可の申請等）

第三十九条　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。